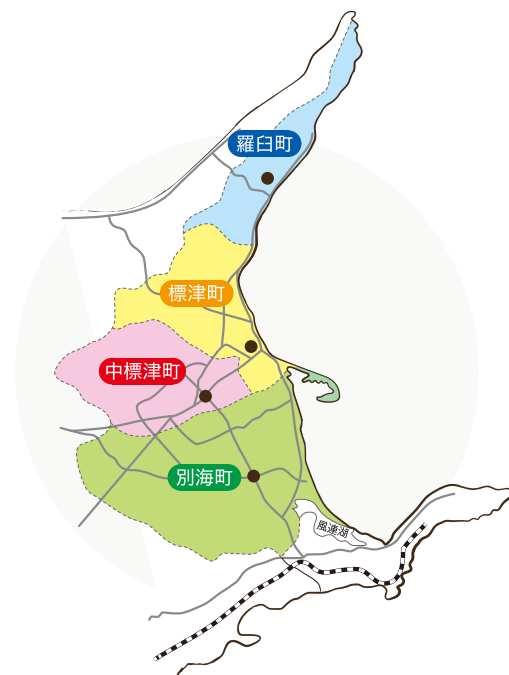


協議会を構成する団体

- 自治体
中標津町・別海町・標津町・羅臼町・北海道
- 経済・産業団体
中標津町商工会・別海町商工会・
標津町商工会・羅臼町商工会・
中標津建設業協会・別海町建設業協会・
標津建設業協会・羅臼建設業協会
- 労働関係団体
連合北海道中標津地区連合会
連合北海道別海地区連合会
連合北海道標津地区連合会
連合北海道羅臼地区連合会
- オブザーバー
根室公共職業安定所



4町のご紹介 R7.3月末現在

	人口	面積
中標津町	21,951人	684.87km ²
別海町	13,936人	1,317.17km ²
標津町	4,731人	624.69km ²
羅臼町	4,188人	397.72km ²
	44,806人	3,024.45km ²



NAKASHIBETSU ACCESS MAP

協議会への登録のお願い

協議会へ登録されますと
優先的に各種事業案内や
定期的な情報をお送りします。
対象は根室管内4町に
住民登録のある季節労働者の方です。
詳しくは右記連絡先まで
お問合せ下さい。

根室管内4町通年雇用促進協議会

事務局

中標津町役場 経済振興課商工労働係
〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22
TEL (0153) 73-3111

お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内
TEL・FAX (0153) 72-6789
E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp
URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

R7 厚生労働省委託事業

通年雇用 促進支援事業

根室管内4町通年雇用促進協議会

Year-round
employment

事業実施地域

- ☐ 中標津町
- ☐ 別海町
- ☐ 標津町
- ☐ 羅臼町

事業実施期間

令和7年4月1日～
令和8年3月31日

work
seasonal

令和7年度 事業のあらまし

当協議会が実施する事業は
大きく次のように分けられています。

- (1) 国から委託を受けて実施する事業
(事業費は全額国費)
 - 雇用確保に係る事業 (事業主を支援する事業)
 - 就職促進に係る事業 (季節労働者を支援する事業)
- (2) 協議会自らが取組み実施する事業
(事業費は構成する4町と北海道の負担金)

季節労働者の
皆さんを
応援しています

通年雇用促進支援事業とは

平成19年4月の雇用保険法の一部改正により、それまでの雇用援護の2つの制度(冬期技能講習助成給付金・冬期雇用安定奨励金)が見直され、廃止となったことにより、それらに代わる制度として『通年雇用促進支援事業』が創設、各地域において組織された協議会が主体となり、国からの委託事業として開始されました。

本事業は各地域の協議会が策定した通年雇用対策計画の中から効果の高いものを国が選定し事業を委託するものですが、当地域では管内4町の自治体、北海道、経済団体、労働団体等で組織する「根室管内4町通年雇用促進協議会」が事業を受託し、季節労働者の通年雇用化を目指し、各種支援事業を実施しています。

国から委託を受けて実施する事業

I 雇用確保に係る事業(事業主を支援)

1 通年雇用支援セミナー

地域の季節的事业所を対象に、雇用・労働に関する法律の改正や国の助成制度の紹介、経営多角化などによる通年雇用化の成功事例、雇用に関する地域的現状や通年雇用に向けた労働者のスキルアップ支援策などについてのセミナーを開催します。



2 情報提供事業

季節的事业所を対象に情報誌『協議会情報』(年2回)や事業カレンダーを作成、地域の事業所へ配付し、通年雇用に関する支援制度の紹介や、事業の実施に関する情報を発信します。
また、ホームページを活用し、リアルタイムな情報の発信に努めます。

3 ドローン体験講習

季節的事业所の皆様を対象に、ドローンの飛行制度や活用方法などを学び、実際に機体の操縦も体験していただく講習会を開催します。事業所におけるドローン活用の導入や事業所で働く季節労働者の資格取得の促進を図ります。

II 就職促進に係る事業(季節労働者を支援)

1 『協議会だより』情報提供事業

季節労働者向けに情報誌「協議会だより」を作成し、求人に関する情報や資格取得支援事業に関する情報の発信をします。年3回の発行とし、7月、11月、3月に発行の予定です。



2 建設オペレーター等人材育成事業

優秀な人材の確保・育成を図ることを目的として、建設オペレーター等技能の資格取得を支援します。年間を通して実施する「建設オペレーター技能講習」の12科目に加え、9月に1回のみ実施する予定の「危険物取扱者試験準備講習」の計13科目、59名の受講定員を予定しています。

3 季節労働者向け「ドローン技能講習」実施事業

近年、建設業や農業などあらゆる分野で活用され、国家資格制度が始まったことから今後さらに育成が重要となるドローン操縦の免許取得を支援し、通年雇用化の促進を図ります。



協議会自らが取組み実施する事業

1 地域事業所及び季節労働者への支援

- 事業所や季節労働者の協議会への登録を促し、情報の共有、集約により事業実施への活用を図ります。
- ホームページの活用を図り、広く情報の発信や意見の聴取に努めます。
- 通年雇用などに関する相談業務を行います。



2 労働安全衛生法による人材育成研修事業

安全衛生に関する特別教育の受講を支援します。今年度は10科目を選定し、38名の受講定員を予定しています。



3 季節労働者資格取得支援事業

季節労働者の通年雇用化を促進するため、教育訓練の資格取得経費の一部を助成します。



年間1人当たり
10万円を限度に

対象経費

30%
を助成します。

※予算には限りがありますので受講前に事前相談が必要です。

令和6年度は
延べ7名の方がこの制度を活用し
大型自動車免許・大型特殊自動車免許・
中型自動車免許を取得されました。